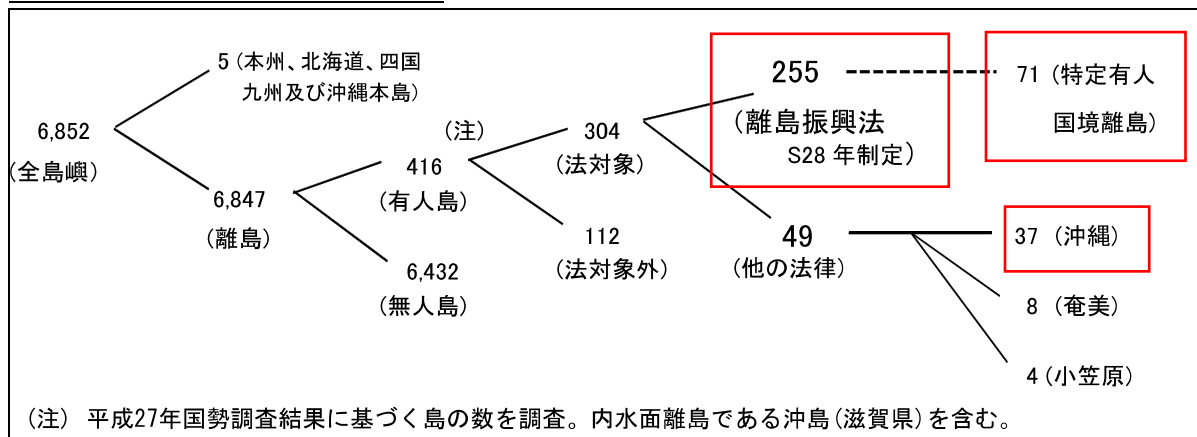


(参考 I-1) 日本の島嶼の構成

(平成31年4月1日現在)



(備考) その他の法律：有人国境離島法（平成28年制定）

沖縄振興特別措置法（平成14年制定(旧法昭和46年制定、平成14年失効)）。

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年制定）。

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年制定）。

(出典) 海上保安庁「海上保安の現況」（昭和62年9月）のデータを利用。

(参考 I-2) 離島振興法の対象となる離島の面積・人口等

(平成31年4月1日現在)

	合計
指定地域数	78
指定有人島数	255
面積	5,323 km ²
人口	379千人
関係市町村数	112

(出典) 人口は平成27年国勢調査（平成27年10月1日時点）の数値。国土交通省の定義に基づき離島振興法対象地域の人口を算出。

面積は公益財団法人日本離島センター「2017 離島統計年報」。

法令名	条文等	沖縄（離島）への適用
離島振興法 （昭和28年7月22日法律第72号）	「離島振興対策実施地域」 法第2条第1項 主務大臣は、国土審議会の意見を聴いて、必要と認める離島の地域の全部又は一部を指定	× 沖縄県の離島は対象となっていない。
沖縄振興特別措置法 （平成14年3月31日法律第14号） ※旧法 昭和46年12月31日法律第131号	「離島」 法第3条第1項第3号 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるもの 施行令第1条 宮古島、石垣島その他内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定した島 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 【参考】 法第115条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第百十六号）、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）の規定は、沖縄については、適用しない。 </div>	○
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法 （平成28年法律第33号）	「有人国境離島地域」 法第2条第1項 ① 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線（同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。次号において「領海基線」という。）を有する離島があるものに限る。）内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域 ② 前号に定めるもののほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域 「特定有人国境離島地域」 法第2条第2項 有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものとして別表に掲げるもの。	○ 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（内閣総理大臣決定）」において、対象が定められており、沖縄県の離島も対象となっている。（沖縄本島も含まれている。） × 沖縄県の離島は対象となっていない。

沖縄の特殊事情と沖縄振興の仕組み

内閣府では、沖縄の抱えている特殊事情に鑑み、国の責務として沖縄振興に取り組んでいます。

具体的には、内閣総理大臣が沖縄振興基本方針を策定し、これに基づき沖縄振興計画が策定（沖縄県知事）され、同計画に基づいて、内閣府に一括計上された予算により事業を推進するなど特別の措置を

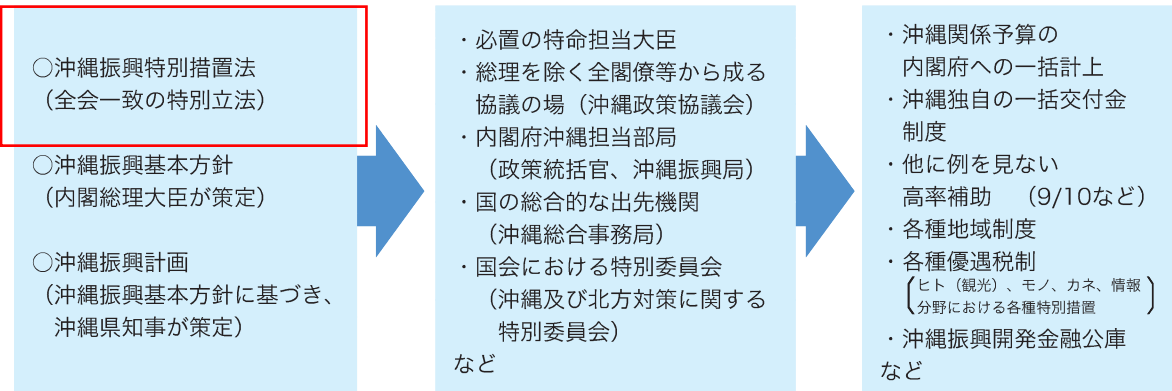
講じています。

この特別の措置により、沖縄の自主性を尊重しつつ、その総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目指しています。

◆ 沖縄の特殊事情

- ▶ **歴史的事情**：先の大戦における苛烈な戦禍。
（県民の約4人に1人に当たる約9.4万人の一般住民が死亡。計20万人の犠牲。）
- ▶ **地理的事情**：東西1,000km、南北400kmの広大な海域に多数の離島（約160）が点在し、本土から遠隔。
- ▶ **社会的事情**：国土面積の0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.4%が集中。脆弱な地域経済。

◆ 国の責務としての沖縄振興



◆ 沖縄振興計画による振興策



沖縄振興特別措置法のポイント

「民間主導の自立型経済の発展」という沖縄振興の基本方向を大きく前に進めるため、沖縄振興計画の策定主体を県へ変更、一括交付金の交付など、県の主体性をより尊重した内容とするとともに、財政・税制面を中心とした国の支援措置を拡充

1. 沖縄振興計画等

○国が「沖縄振興基本方針」を、県が「沖縄振興計画」を策定

- ※現行の県が「沖縄振興計画」の原案を作成し、国が決定する仕組みを変更
- ※県が策定する分野別計画（観光、情報通信、農林水産、職業安定）は廃止

2. 産業の振興

(1) 観光の振興

- ・観光地形成促進地域を創設（県知事が地域指定）
- ・通訳案内士法の特例を創設（研修を受講すれば有償外国語ガイドが可能）
- ・エコツーリズム協定制度を継続
- ・特定免税店制度を拡充（免税対象に海路客を追加）
- ・航空機燃料税の軽減を拡充（本土と宮古島、石垣島、久米島、下地島を結ぶ路線及び那覇と離島、離島と離島を結ぶ路線を追加）

(2) 情報通信産業振興地域及び特別地区を拡充（県知事が地域・地区指定）

(3) 産業高度化・事業革新促進地域を創設（県知事が地域指定）

(4) 国際物流拠点産業集積地域を創設（県知事が地域指定、対象事業の追加）

- ・税関等の業務を機動的に行う体制の整備等に関する努力義務規定を創設

(5) 経済金融活性化特別地区の創設

(6) 農林水産業の振興に関する努力義務規定を継続

- ・漁業者に係る安全対策の強化等に関する努力義務規定を創設

(7) 電気の安定的かつ適正な供給の確保の拡充（免税対象にLNGを追加）

(8) 中小企業経営革新制度の特例を継続

(9) 沖縄振興開発金融公庫の業務特例を継続

3. 雇用の促進等

(1) 失業者求職手帳制度等を継続

(2) 人材の育成等に関する努力義務規定を創設

4. 文化の振興等

※赤字はH26年改正時の主な新規・拡充事項

※青字はH24年改正時の主な新規・拡充事項

(1) 地域文化の振興に関する配慮規定を継続

(2) 良好な景観の形成、自然環境の保全及び再生に関する努力義務規定を創設

(3) 子育ての支援に関する配慮規定、障害を有する青少年等に対する援助に関する努力義務規定を創設

(4) 科学技術の振興に関する努力義務規定を拡充

(5) 国際協力・国際交流の推進に関する努力義務規定を継続

5. 均衡ある発展

(1) 無医地区における医療の確保のための措置を継続、無医地区以外の地区における医療の充実に関する配慮規定を創設

(2) 離島の地域における高齢者の福祉の増進に関する配慮規定を継続

(3) 交通の確保等に関する配慮規定を拡充

(4) 離島の地域の小規模校における教育の充実に関する配慮規定、離島の旅館業に係る減価償却の特例を継続

(5) 情報流通の円滑化及び通信体系の充実に関する配慮規定を創設

6. 基盤の整備

(1) 公共事業に係る国の負担又は補助の割合の特例、国の直轄事業の特例等の措置を継続

(2) 一括交付金を交付する規定を創設

- ・県が作成する事業計画に基づく事業に要する経費を対象に交付金を交付（県が設ける基金の財源に充てることが可能）

7. 沖縄振興審議会

○沖縄振興審議会の設置その他必要な規定を継続

8. 附則等

(1) 平成34年3月31日限りで失効

(2) 不発弾等に関する施策の充実に関する配慮規定を創設

(3) 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の一部改正（酒税、揮発油税の軽減措置の延長、所有者不明土地の実態調査等に関する規定を創設）

(4) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の一部改正（沖縄振興開発金融公庫の統合期限の延長）

(5) 駐留軍用地跡地利用に係る規定を廃止し、「変換特措法」に一元化

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針の概要

I 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義

我が国の領海等の保全を図る上で、

有人国境離島地域の保全と地域社会の維持が極めて重要

◆**有人国境離島地域**は、日本国民が居住していることにより、漁業、海洋における各種調査、領海警備、低潮線保全区域の監視等の領海等の保全等に関する活動の拠点として重要な機能を有している。

◆**本土から遠隔の地に位置し、かつ人口が著しく減少している特定有人国境離島地域**は、将来無人化のおそれがあり、一度無人化すると、活動の拠点としての機能を維持することは著しく困難となる。

II 有人国境離島地域の保全

有人国境離島地域の特定(別表)

※**特定有人国境離島地域**は法(別表)において特定



保全に関する施策の基本的な事項

① 国の行政機関の施設の設置

- ・戦略的海上保安体制構築、自衛隊部隊の増強等
- ・国の研究開発、自然環境保全等の機関の存在、その職員の居住は地域社会の維持に寄与

自衛隊与那国駐屯地(H28年3月開設)
→島民交流等を通じ地域社会にも寄与



水産庁 西海区水産研究所
→地元の漁獲量の増大に寄与



② 国による土地の買取り等

- ・国の行政機関の施設の設置等に必要な土地の買取り等
- ・土地所有の状況把握

③ 港湾等の整備

- ・活動拠点としての機能を維持する上で重要な港湾、漁港、空港及び道路の整備

④ 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止

- ・戦略的海上保安体制構築

規制能力強化型巡視船(PS型)



- ・自衛隊の装備品の能力向上等
- ・漁業者と協力し外国漁船の違法操業への監視等

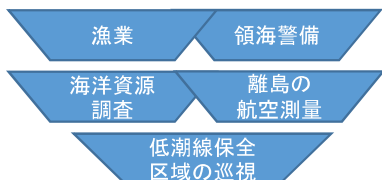
⑤ 広域の見地からの連携

- ・災害等を想定し、本土も含めた関係機関が連携した訓練の実施

保全の方向

○有人国境離島地域が有する**活動拠点としての機能を継続的に維持すること**を基本目標とし、国は、地方公共団体とも連携し、保全に関する施策に必要な措置を講ずるよう努める。

国益上重要な領海・EEZ内における様々な活動



<有人国境離島の活動拠点機能>
本土から遠隔の地に
・国の機関の存在や
・燃料や水の補給等の支援があるからこそ活動が可能



Ⅲ 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持

地域社会の維持の方向

2027年に向け、「**特定有人国境離島地域における人口の社会増**」を基本目標として、これを実現するため、**ヒトが交流し、それによってモノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会を目指す。**

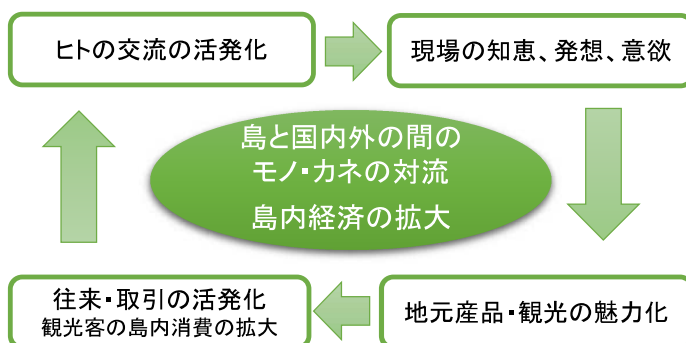
○「交流・対流・循環」を生み出すための施策の方向性

- ①人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和
- ②交流促進のためのきっかけづくり
- ③島の魅力の再発見と島での人づくりの推進

○国、地方公共団体の役割

市町村 官民一体で取り組みを実践、**都道府県** 市町村を支援、地域商社等の実践、**国** 財政的支援、地域間連携の促進

○離島振興関連施策との整合性の確保、地方創生関連施策との一体的推進



地域社会の維持に関する施策の基本的な事項

1 航路・航空路運賃の低廉化 ▶ ・住民運賃の低廉化

2 物資の費用の負担の軽減 ▶ ・ガソリン流通コストへの支援を継続
・農水産品等の出荷等に係る輸送コストの低廉化

3 雇用機会の拡充 ▶

○農林水産業の再生

目標：農林水産物の生産額について現在の水準を維持

- ・輸送コスト低廉化、地域商社設立による、農水産品等のブランド化、販路拡大
- ・冷凍・乾燥・活魚輸送等による付加価値向上
- ・新規就業者対策など担い手確保・育成対策



五島うどん(五島列島)



利尻昆布(利尻・礼文)

○創業・事業拡大等の促進

目標：特定有人国境離島地域の開業率を全国並みへ引き上げ

- ・民間事業者等の創業・事業拡大の支援
- ・漁業集落が進める雇用創出(漁業又は海業)に係る取組を支援
- ・人材活用策など地域ぐるみでの戦略づくりと戦略推進
- ・職業訓練機会の確保

(参考)地域平均4.5%
全国平均6.4%
(2014年推計値)



海藻加工の作業風景(隠岐諸島)

○滞在型観光の促進

目標：年間延宿泊者数を90万人泊増やす

- ・「もう一泊」したいと旅行者に思わせる、島ならではの食や体験など着地型観光の充実、旅行商品等の企画、販売促進
- ・外国人旅行者への情報発信、受け入れ体制の整備
- ・日本版DMOの設立・運営



御岳からの風景(吐噺列島)

4 安定的な漁業経営の確保 ▶

- ・漁業者等が行う外国漁船の調査・監視、安心して活動できる海域の確保等の取組への支援

都道府県計画の策定及び推進

- ・重要業績評価指標(KPI)及び数値に基づく成果目標を定め、PDCAサイクルを実施

特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係る交付金 (内閣府総合海洋政策推進事務局)

平成31年度予算概算決定額 50.0億円
(30年度予算額 50.0億円)

事業概要・目的

- 特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、特定有人国境離島地域を有する8都道府県※や関係市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部を補助します。



特定有人国境離島地域

15地域・71島
(8都道府県・29市町村)
人口 269,307人
(H27国勢調査)

※特定有人国境離島地域を有する8都道府県
北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

事業イメージ・具体例

- 運賃低廉化
 - ・本土と特定有人国境離島地域を結ぶ離島住民向けの航路についてJR運賃並、航空路について新幹線運賃並の引き下げを支援します。
- 物資の費用負担の軽減
 - ・特定有人国境離島地域における事業の継続、事業拡大等を図るため、農水産品(生鮮)等に係る輸送コストの低廉化を支援します。
- 雇用機会の拡充
 - ・民間事業者等による創業・事業拡大を行う事業資金等を支援します。

国境離島の雇用を確保するため、地方公共団体や事業者による求人対策について支援を行います。

- 観光振興
 - ・滞在プラン等の企画・開発、宣伝・実証、販売促進による旅行者の費用負担の軽減の取組等を支援します。

地域が連携して提供する宿泊施設や体験メニューを使う観光客が、乗船券を島民並割引運賃で購入できる仕組み(企画乗船券・企画航空券)について、本格展開を図ります。

<インバウンド対応の強化>

雇用機会拡充事業と滞在型観光促進事業を活用し、インバウンドの誘客や受入の強化を促進します。

<人的な支援体制の強化>

内閣府に新たに「政策調査員」を配置し、専門的な観点から、よりきめ細かな支援を実施します。

資金の流れ



期待される効果

- 特定有人国境離島地域の
- ・人口減が抑制される。
 - ・新規雇用者数が増加する。
 - ・観光客等交流人口が増加する。

別表

<u>有人国境離島地域</u> の名称	有人国境離島地域を構成 する離島	都道県	市町村	備考
利尻・礼文	礼文島	北海道	礼文町	特定有人 国境離島 地域
	利尻島		利尻町 利尻富士町	
天売・焼尻	焼尻島 天売島	北海道	羽幌町	
奥尻島	奥尻島	北海道	奥尻町	特定有人 国境離島 地域
小島	小島	北海道	厚岸町	
金華山	金華山	宮城県	石巻市	
飛島	飛島	山形県	酒田市	
伊豆諸島北部地域	大島	東京都	大島町	
	利島		利島村	
	新島 式根島		新島村	
	神津島		神津島村	
伊豆諸島南部地域	三宅島	東京都	三宅村	特定有人 国境離島 地域
	御蔵島		御蔵島村	
	八丈島		八丈町	
	青ヶ島		青ヶ島村	
小笠原諸島	父島 母島 硫黄島 南鳥島	東京都	小笠原村	
粟島	粟島	新潟県	粟島浦村	
佐渡	佐渡島	新潟県	佐渡市	特定有人 国境離島 地域
舩倉島	舩倉島	石川県	輪島市	特定有人 国境離島 地域
隠岐諸島	島後	島根県	隠岐の島町	特定有人 国境離島 地域
	中ノ島		海士町	
	西ノ島		西ノ島町	
	知夫里島		知夫村	
見島	見島	山口県	萩市	特定有人 国境離島 地域

沖の島	沖の島 鵜来島	高知県	宿毛市	
対馬	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	長崎県	対馬市	特定有人 国境離島 地域
壱岐島	壱岐島 若宮島 原島 長島 大島	長崎県	壱岐市	特定有人 国境離島 地域
五島列島	宇久島 寺島	長崎県	佐世保市	特定有人 国境離島 地域
	六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島 斑島		小値賀島町	
	中通島 頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有福島 漁生浦島		新上五島町	
	奈留島 前島 久賀島 蕨小島 椛島 福江島 赤島 黄島 黒島 島山島 嗟峨ノ島		五島市	
	江島 平島		西海市	
大島・築島	大島	宮崎県	日南市	
	築島		串間市	
甑島列島	上甑島 中甑島 下甑島	鹿児島県	薩摩川内市	特定有人 国境離島 地域
種子島	種子島	鹿児島県	西之表市 中種子町 南種子町	特定有人 国境離島 地域
	馬毛島		西之表市	
屋久島	屋久島 口永良部島	鹿児島県	屋久島町	特定有人 国境離島 地域
三島	竹島 硫黄島 黒島	鹿児島県	三島村	特定有人 国境離島 地域
吐噶喇列島	口之島 中之島 諏訪之瀬島 平島 悪石島 小宝島 宝島	鹿児島県	十島村	特定有人 国境離島 地域

奄美群島	奄美大島	鹿児島県	奄美市 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町	
	加計呂麻島 請島 与路島		瀬戸内町	
	喜界島		喜界町	
	徳之島		徳之島町 天城町 伊仙町	
	沖永良部島		和泊町 知名町	
	与論島		与論町	
沖縄諸島	沖縄島	沖縄県	那覇市ほか	
	伊平屋島 野甫島		伊平屋村	
	伊是名島		伊是名村	
	宮城島		大宜味村	
	古宇利島		今帰仁村	
	屋我地島		名護市	
	伊江島		伊江村	
	瀬底島		本部町	
	水納島		本部町	
	伊計島 宮城島 平安座島 浜比嘉島 津堅島		うるま市	
	久高島 奥武島		南城市	
	栗国島		栗国村	
	渡名喜島		渡名喜村	
	久米島 奥武島 才一八島		久米島町	
	座間味島 阿嘉島 慶留間島		座間味村	
	渡嘉敷島 前島		渡嘉敷村	
大東列島	北大東島	沖縄県	北大東村	
	南大東島		南大東村	
宮古列島	宮古島 伊良部島	沖縄県	宮古島市	

	池間島 来間島 下地島 大神島			
	多良間島 水納島		多良間村	
八重山列島	石垣島	沖縄県	石垣市	
	西表島 小浜島 波照間島 竹富島 黒島 鳩間島 由布島 新城島上地 嘉弥真島 新城島下地 外離島		竹富町	
	与那国島		与那国町	

別表（第二条関係）

特定有人国境離島地域 の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島	都道府県	市町村
利尻・礼文	礼文島 利尻島	北海道	礼文町 利尻町 利尻富士町
奥尻島	奥尻島	北海道	奥尻町
伊豆諸島南部地域	三宅島	東京都	三宅村
	御蔵島		御蔵島村
	八丈島		八丈町
	青ヶ島		青ヶ島村
佐渡	佐渡島	新潟県	佐渡市
舩倉島	舩倉島	石川県	輪島市
隠岐諸島	島後	島根県	隠岐の島町
	中ノ島		海士町
	西ノ島		西ノ島町
	知夫里島		知夫村
見島	見島	山口県	萩市
対馬	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	長崎県	対馬市
壱岐島	壱岐島 若宮島 原島 長島 大島	長崎県	壱岐市
五島列島	宇久島 寺島	長崎県	佐世保市
	六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島 斑島		小値賀町
	中通島 頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有福島 漁生浦島		新上五島町
	奈留島 前島 久賀島 蕨小島 椀島 福江島 赤島 黄島 黒島 島山島 嵯峨ノ島		五島市
	江島 平島		西海市
甬島列島	上甬島 中甬島 下甬島	鹿児島県	薩摩川内市
種子島	種子島	鹿児島県	西之表市 中種子町 南種子町
	馬毛島		西之表市
屋久島	屋久島 口永良部島	鹿児島県	屋久島町
三島	竹島 硫黄島 黒島	鹿児島県	三島村
吐 [か] 喇列島	口之島 中之島 諏訪之瀬島 平島 悪石島 小宝島 宝島	鹿児島県	十島村